

海技免状（操作免許証）滅失顛末書

下記のとおり海技免状（操作免許証）を滅失したので、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 12 条第 4 項（第 88 条第 4 項）の規定により届出をします。

万一、滅失した下記海技免状（操作免許証）を、後日発見したときには、直ちに、返納いたします。

年 月 日

中部運輸局長 殿

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

本籍地の都道府県名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

（代理する者）

氏名 清水みなと海事事務所 海事代理士 松本寛之

住所 静岡県静岡市清水区宮加三 635 番地

電話番号 054-395-9310

記

1. 海技免状（操作免許証）の種類
2. 海技免状（操作免許証）の番号
3. 滅失事由とその状況（該当する番号に○をつけ、必要事項を記入してください。）

① 海中に落とした 場所： \_\_\_\_\_

時期： \_\_\_\_\_

② 盗難にあった 場所： \_\_\_\_\_

時期： \_\_\_\_\_

③ 紛失した 保管していた場所： \_\_\_\_\_

見当たらなくなった時期： \_\_\_\_\_

④ 誤って捨てた 捨てた場所： \_\_\_\_\_

時期： \_\_\_\_\_

⑤ その他（滅失の場所、時間等を含めて具体的に記入してください。）

\_\_\_\_\_